

平成26年第2回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成26年6月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成26年6月9日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成26年6月9日	10時47分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員		2番	久保山義明		3番	牧菌綾子
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 平川美香
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		こども課長	内山十郎	
	副町長	松田一也		健康福祉課長	熊本弘樹	
	教育長	大串和人		農林環境課長	松雪靖弘	
	総務課長	酒井英良		まちづくり推進課長	天本正弘	
	企画政策課長	木村司		会計管理者	天本政人	
	財政課長	城本好昭		教育学習課長	原博文	
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告 提案理由説明
日程第4	第14号議案	基山町税条例等の一部改正について
日程第5	第15号議案	基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第6	第16号議案	消防ポンプ自動車（CD-I型）の取得について
日程第7	第17号議案	消防用自動車（小型動力ポンプ付積載車）の取得について
日程第8	第18号議案	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更について
日程第9	第19号議案	平成26年度基山町一般会計補正予算（第1号）
日程第10	第20号議案	平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11	第21号議案	平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第12	第22号議案	専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
日程第13	第23号議案	専決処分の承認を求めることについて（平成25年度基山町一般会計補正予算（第6号））
日程第14	報告第2号	基山町一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第15	報告第3号	基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第16	報告第4号	基山町土地開発公社の事業報告について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成26年第 2 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、久保山義明議員と牧菌綾子議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から17日までの9日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第 3 町政報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成26年第 2 回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきましてありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が基山町税条例等の一部改正について外 1 件、財産取得案件が消防ポンプ自動車（CD-I 型）の取得について外 1 件、協議案件が佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について、予算案件が平成26年度基山町一般会計

補正予算（第1号）外2件、専決処分承認案件が専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）外1件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

また、報告案件として、基山町一般会計継続費繰越計算書の報告について外3件をお願いいたしております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、消防団関係についてでございます。

基山町消防団恒例の入退団式を4月6日に若基小学校グラウンドで実施しました。本町消防団は、町民の方々の御協力により19名の退団者に対し、17名の新入団員を補充することができました。

次に、防災パトロールについてでございます。

5月26日に雨季を前にした防災パトロールを関係機関と実施しました。土取り現場や危険箇所等の状況把握を行い、それぞれ専門的な意見を聞きましたが、特に指摘はありませんでした。今後も雨季等の災害対応に万全を期してまいりたいと思います。

次に、第5次基山町総合計画については、現在、基本構想案を基山町総合計画審議会で議論をしていただいております。また、今後の基本計画の策定に向け、各地域に地域担当職員が出向きまして、地域の意見を取りまとめております。

次に、商工関係についてでございます。

九州南部化成株式会社が国道3号線沿線の大字長野に進出してくることに伴い、5月27日に進出協定締結式を行いました。九州南部化成株式会社の本社所在地は大分県玖珠郡玖珠町で、資本金2億5,000万円、平成25年12月期の売上高は26億円となっております。基山町では平成26年11月操業予定で、主に自動車用プラスチック製品の製造を行う予定です。

4月27日に行われたJRウォーキングは、好天に恵まれ参加者1,070人の人出があり、にぎわいました。イメージキャラクター「きやまん」による駅前での出迎えや観光パンフレットの配布を行い、参加者に基山町の魅力をPRいたしました。

次に、基山町福祉交流館事業でございますが、4月7日に開所式を行い、4月22日より本格運営を開始いたしました。今後は周知活動を行い、利用促進を図り、町民の方に利用しやすい施設となるように努力をしてまいります。

次に、放課後児童クラブの運営については、4月からの学校開業日の利用申し込みが120

名を上回ったため、これまでの2クラス体制から3クラス体制とし、基山町福祉交流館の一室にCクラスを開設し運営しております。5月のクラス別人数は、Aクラス50名、Bクラス54名、Cクラス12名となっております。

また、平成26年度第1回目の基山町子ども・子育て会議を5月29日に開催し、事業計画の策定を進めております。

次に、犬の登録及び狂犬病予防注射業務についてでございます。

狂犬病予防に基づく登録と予防注射の事務を円滑に行うため、集合登録及び集合注射を4月2日にけやき台の北部公園で、4月8日と13日に役場で実施をいたしました。今年度も鳥栖市との連携事業の一環として4月20日に鳥栖市役所でも受付を行いました。今回の新規登録頭数は13頭、予防注射頭数は409頭となっております。

また、防犯パトロールについても鳥栖市との連携事業として、市町境については関係者の御協力のもと相互にパトロールを実施いたしております。

次に、コミュニティバス運行についてでございます。

コミュニティバス運行につきましては、地域公共交通活性化協議会及び地域公共交通会議での決定を踏まえ、4月から6月までバス2台での無料試験運行を行っております。1日の平均乗降者数は87人でございます。7月からは1日の乗降者数50人以上を目標として、有料、定額100円での運行を実施いたします。

次に、小学校の茶摘み体験事業についてでございます。

総合公園西側の菖蒲坂ため池に面した茶畑で基山小と若基小の3年生約130人が5月2日に茶摘みの体験学習を行いました。ほとんどの子供たちが茶摘みは初めての体験で、JA鳥栖・三養基地区お茶部会の方のアドバイスを受けながら収穫の喜びを体験しました。収穫した茶葉は製茶工場で加工してもらい、後日、学校で試飲をいたしました。

次に、全国学力・学習状況調査についてでございます。

学習指導要領に示されている目標や内容の実現、学習に対する意識、態度を把握し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるため、4月22日に全国学力・学習状況調査が実施されました。今回の県の速報では、小学校、中学校ともにほぼ県の平均値程度でありましたが、特に中学校においては昨年に比べ向上が見られました。今後12月の県の学習状況調査に向けて、なお一層指導に力を入れてまいります。

次に、生涯スポーツについてでございます。

4月20日に子どもクラブスポーツ大会が実施されました。当日は雨天のため、小学校の部はキックベースボール大会をドッチビー大会に変更し、総合体育館で行われ、中学生の部は武道館において軽スポーツ大会として室内ペタンクが行われました。小学生のキックベースボールにおいては、今年度から郡大会がなくなったため、優勝した第3区は8月23日に行われる県子連キックベースボール大会に出場予定です。

また、5月18日には多くの町民の参加を得て、区対抗スポーツ大会を実施いたしました。ソフトボール大会、男女混合ミニバレーボール大会ともに白熱する試合が繰り広げられ、ソフトボール大会では第8区が優勝し、男女混合ミニバレーボール大会では第9区が優勝しました。

本年度は、本町がクロスロード・レクリエーション祭の開催地でもあり、各団体と連携しながら生涯スポーツを推進してまいります。

次に、図書館等建設についてでございます。

月に一度の検討委員会と並行し、庁内においては建設準備委員会や作業部会を開きながら実施設計を進めております。現在、町民要望が高かった駐車場の中央公園南側県道への出入り口の設置や、自動貸出機の設置に伴う図書資料のICタグ化について検討を重ねております。

最後に、寄附金及び寄贈の報告についてでございます。

基山町大字小倉、平野みさ子様より、2月17日に2万円、基山町ゴルフ協会様より、3月6日に8万円、基山町大字小倉、高田千鶴様より、3月28日に1万円、それぞれ基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので、受領いたしました。

また、1月17日に漫画家、原泰久様より、漫画「キングダム」の単行本68冊、4月14日に株式会社筑紫ガス様より、軽自動車の寄贈が基山町へありましたので、受領いたしました。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～16 第14号議案～第23号議案、報告第2号～報告第4号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4. 第14号議案から日程第13. 第23号議案まで並びに日程第14. 報告第2号から日程第16. 報告第4号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成26年第2回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回は、条例案件2件、財産取得案件2件、協議案件1件、予算案件3件、専決処分承認案件2件、報告事項3件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明をいたします。

まず、第14号議案 基山町税条例等の一部改正についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布され、法人町民税の税率、軽自動車税の税額改正その他税負担軽減措置等の改正が行われたこと等に伴い、基山町税条例についても所要の規定の整備を行うため、基山町税条例等を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第15号議案 基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第56号）が平成26年3月7日に公布、同年4月1日から施行され消防団員の退職報償金の支払い額が引き上げられたことに伴い、消防団員の多年の労苦に対する処遇改善を行う必要があるため、基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第16号議案と第17号議案 消防ポンプ自動車（CD-I型）と消防用自動車（小型動力ポンプ付積載車）の取得についてでございます。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第1号）第3条の規定に基づき、平成26年5月20日公募型指名競争入札に付した消防ポンプ自動車（CD-I型）及び消防用自動車（小型動力ポンプ付積載車）の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第18号議案 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてでございます。

組織団体の数の増減に伴う組織規約の変更を行う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め県知事の許可を受けることとなっており、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があり、議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第19号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回、補正予算として2億1,210万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと一般会計予算総額は歳入歳出とも57億2,017万7,000円になります。

補正予算の主なものとしては、たんぽぽ保育園の増改築事業に対して補助を行うもので、補正額は1億8,576万7,000円でございます。

その他の補正予算の内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第20号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回、補正予算として189万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと予算総額は歳入歳出とも22億1,586万3,000円になります。この増額は、主に人事異動に伴う他会計からの繰り入れによるものでございます。

次に、第21号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回、補正予算として5万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと予算総額は歳入歳出とも3億5,202万4,000円になります。この増額も、人件費（共済費）の増額に伴う他会計からの繰り入れによるものでございます。

次に、第22号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）でございます。

この専決処分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）により後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る賦課限度額並びに軽減世帯の判定方法の改正が行われ、平成26年3月31日公布、同年4月1日に施行されたことにより、法令の施行にあわせて、低中所得者の国保税負担の軽減を図るとともに、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る税財源を確保するために基山町国民健康保険条例を改正することが急務であるため、専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第23号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度基山町一般会計補

正予算（第6号））についてでございます。

これは地方譲与税、地方交付税等の交付額決定等に伴い一般会計の予算に補正が急務なため、平成26年3月31日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

それから、報告第2号 基山町一般会計継続費繰越計算書の報告について、報告第3号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告について、これらについては担当課長から説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、第14号議案についての補足説明を求めます。鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

それでは、第14号議案 基山町税条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）等が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、原則として平成26年4月1日から施行されたことによりまして基山町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

お手元の平成26年第2回基山町議会定例会資料の新旧対照表に基づきながら説明させていただきます。

資料1ページの基山町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんください。

まず、1ページですけれども、23条でございますが、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定を整備する改正でございます。平成26年4月1日からの施行でございます。

第33条でございますが、地方税法の改正に伴う号の繰り下げ規定を整備する改正でございます。平成29年1月1日からの施行でございます。

2ページをお願いいたします。

第34条の4でございますが、地方法人税の創設に対応して、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴う所要の規定を整備する改正でございます。平成26年10月1日からの施行でございます。

48条でございますが、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されるこ

とに伴う所要の規定を整備する改正でございます。平成28年4月1日からの施行でございます。

3ページをお願いいたします。

52条でございますが、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定を整備する改正でございます。平成28年4月1日からの施行でございます。

57条でございますが、地方税法の改正に伴う号の繰り下げ規定を整備する改正でございます。子ども・子育て支援法の施行の日からの施行でございます。

59条でございますが、同じく地方税法の改正に伴う号の繰り下げ規定を整備する改正でございます。子ども・子育て支援法の施行の日からの施行でございます。

4ページをお願いいたします。

第82条でございますが、軽自動車税の税率を引き上げる改正でございます。

5ページをお願いいたします。

附則4条の2でございますが、租税特別措置法の改正に伴う所要の措置を整備する改正でございます。

6ページをお願いします。

改正前の附則第6条、続きまして、8ページをお願いいたします、改正前の附則第6条の2、10ページをお願いいたします、改正前の附則第6条の3の3点でございますが、課税標準の計算の細目を定めるものですので、規定の削除でございます。

附則第7条の4でございますが、これについては地方税法の改正に伴う条の繰り上げ規定を整備する改正でございます。29年1月1日からの施行でございます。

附則第8条でございます。適用期限を3年間延長する改正でございます。

附則第10条の2でございます。公害防止用の設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置へのわがまち特例の導入による改正でございます。平成26年4月1日からの適用でございます。

12ページをお願いいたします。

附則第10条の3でございます。耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設を追加する改正でございます。平成26年4月1日からの適用でございます。

13ページをお願いいたします。

附則第16条でございます。初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の

軽自動車に対する重課税率の規定の改正でございます。平成28年4月1日からの施行でございます。

同じく13ページ、附則第17条の2でございます。適用期間を3年間延長する改正でございます。平成26年4月1日からの適用でございます。

14ページをお願いいたします。

附則第19条でございます。規定の明確化のための改正でございます。平成29年1月1日からの施行でございます。

附則第19条の2、これについても同じく規定の明確化のための改正でございます。平成29年1月1日からの施行でございます。

15ページをお願いいたします。

附則第19条の3でございます。これについては地方税の改正に伴う所要の規定を整備する改正でございます。平成27年1月1日からの施行でございます。

16ページをお願いいたします。

附則21条でございます。第1項については、規定の明確化のための改正でございます。2項については、移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止の改正でございます。平成26年4月1日からの適用でございます。

同じく16ページ、附則第21条の2でございます。これについては地方税法の改正に伴う項の繰り上げ規定を整備する改正でございます。26年4月1日からの適用でございます。

17ページお願いします。

改正前の附則第22条、同じく17ページの改正前の附則第22条の2、20ページをお願いいたします。改正前の附則第23条の3点ですが、これらについては必ず条例に規定しなければならない事項ではないため、規定の削除を行うものでございます。平成27年1月1日からの施行でございます。

21ページをお願いします。

附則第22条でございますが、地方税の改正により規定を繰り上げる改正でございます。平成27年1月1日からの施行でございます。

22ページをお願いいたします。

第21条の2でございますが、地方税法の改正に伴う項を整備する改正でございます。

同じく22ページの附則の第1条でございますが、地方税法の改正に伴い、所要の規定を整

備する改正でございます。平成29年1月1日からの施行でございます。

同じく22ページの附則の第2条でございますが、規定の明確化による改正でございます。26年4月1日からの適用でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。どうかよろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第15号議案から第18号議案について補足説明を一括して行います。酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

それでは、第15号議案 基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の8ページをごらんいただきたいと思います。

今回の一部改正につきましては、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、平成26年4月1日から消防団員等公務災害補償等責任共済等が市町村に支払う消防団員退職報償金の支払いについて額を一律5万円増額することとされております。このことに伴い、本町においても消防団員の多年の労苦に対する処遇改善を行う必要があるため、基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を改正するものでございます。

改正後の退職報償金の支払い額につきましては、平成26年4月1日以後に退職した団員について適用し、平成26年3月31日以前に退職した団員については改正前の支給額となります。

基山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第16号議案についての補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

第16号議案 消防ポンプ自動車（CD-I型）の取得についての補足説明をさせていただきます。

この第16号議案、次の第17号議案ともに更新に係る予定価格が基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する第3条に規定しております予定価格700万円以上の

不動産若しくは動産の買入りに該当をしますので、地方自治法第96条1項8号の規定により議決をお願いするものでございます。

議案書の10ページをお願いいたします。

消防ポンプ自動車（CD-I型）の取得につきましては、2台分でございます。消防団本部及び第1部に配備をされているもので、配備をされてから約20年を経過し、老朽化が進んでいるため、更新をお願いするものでございます。

本事業につきましては、平成25年度の緊急防災・減災事業を活用し、繰り越し事業で実施をするものでございます。5月20日に公募型指名競争入札を行っております。入札参加業者につきましては7業者でございます。その結果、南里ポンプ株式会社、代表取締役、野津昌彦が2,440万円で落札をいたしております。取得金額2,635万2,000円は消費税を含めた額でございます。履行期限は平成27年1月30日までとなっております。

以上で消防ポンプ自動車（CD-I型）の取得についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第17号議案についての補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、第17号議案 消防用自動車（小型動力ポンプ付積載車）の取得についての補足説明をさせていただきます。

議案書の11ページをお願いいたします。

今回の消防用自動車（小型動力ポンプ付積載車）の取得につきましては、7台分でございます。消防団第2部から第9部に配備をされておりますもので、配備をされてから20年以上経過をしております。それで、老朽化が進んでおりますために更新をお願いするものでございます。

本事業につきましても、平成25年度の緊急防災・減災事業を活用し、繰り越し事業で実施をするものでございます。これも5月20日に公募型指名競争入札を行っております。入札参加業者は8業者でございます。その結果、株式会社倉重ポンプ商会、代表取締役、倉重信一が5,250万円で落札をいたしました。取得金額5,670万円は消費税を含めた額でございます。履行期限は平成27年2月20日までとなっております。

以上で消防用自動車（小型動力ポンプ付積載車）の取得についての補足説明を終わらせて

いただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第18号議案についての補足説明を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

それでは、第18号議案 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について補足説明をさせていただきます。

議案書12ページをごらんいただきたいと思います。

今回の協議につきましては、伊万里市消防本部及び有田町消防本部が広域化の推進によりまして再編され、伊万里・有田消防組合として運営を開始されております。当該消防事務組合では、公務、通勤災害に対して安定的な補償対応や認定補償事務の負担軽減のため、佐賀縣市町総合事務組合に加入し、共同処理するものでございます。共同処理については8月1日からを予定されております。

規約の改正分については、議案書の13ページ及び議案資料51、52ページにありますように伊万里・有田消防組合を追加するとなっております。

佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げて、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第19号議案についての補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、第19号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第1号）についての補足説明をさせていただきます。

議案書の14ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに2億1,210万2,000円の追加をお願いし、総額を57億2,017万7,000円とするものでございます。

議案書の15ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に13款の国庫支出金を563万9,000円、14款の県支出金を1億4,083万9,000円、19款の諸収入を526万6,000円増額をし、基金繰入金を6,000万円増額をすることで財源調整を図らせていただいております。

16ページ及び17ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、2款. 総務費を893万7,000円、3款. 民生費を1億8,521万5,000円、7款. 商工費を650万2,000円、教育費を1,562万5,000円増額し、6款. 農林水産業費を522万4,000円減額し、予備費を43万3,000円増額することで財源調整を図らせていただいております。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

平成26年度基山町一般会計補正予算（第1号）の事項別明細書4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

13款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金、2節. 社会福祉費負担金でございます。障害者自立支援給付費負担金として312万3,000円の減額、同じく障害者自立支援医療費負担金として312万3,000円の追加をお願いいたしております。これは国の療養介護医療費についての交付要綱の改正に伴う歳入項目の振りかえを行ったものでございます。

5ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、1節. 社会福祉費補助金でございます。地域生活支援事業費等補助金に6万2,000円の追加をお願いいたしております。これは手話奉仕員養成研修事業の追加によるものでございます。補助率2分の1でございます。

6目. 農林水産業費国庫補助金、1節. 林業費補助金でございます。新しく農山漁村活性化プロジェクト支援交付金として390万3,000円をお願いいたしております。これは農山漁村の活性化を図るための交付金で、城戸生産森林組合が行う事業によるものでございます。補助率は2分の1でございます。

6ページをお願いいたします。

14款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金、2節. 社会福祉費負担金でございます。障害者自立支援給付費負担金に156万1,000円の減額、障害者自立支援医療費負担金に156万1,000円の増額をお願いいたしております。これは先ほど説明をいたしましたように、国の交付要綱の改正に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。

2項. 県補助金、2目. 民生費補助金、2節. 児童福祉費補助金でございます。安心こど

も基金事業として1億2,384万4,000円の追加をお願いいたしております。これはたんぼぼ保育園増改築事業に伴う保育園等緊急整備事業によるものでございます。補助率としましては、補助基準額の2分の1でございます。

6目. 教育費県補助金、3節. 社会教育費補助金でございます。身近なユニバーサルデザイン推進事業補助金として200万円の増額をお願いいたしております。これは自治公民館等のトイレ洋式化に対する補助を行うものでございます。

7目. 消防費県補助金、2節. 非常備消防費補助金でございます。佐賀県消防団員確保対策事業補助金として新しく37万円をお願いいたしております。消防団の確保のための交付金でございます。

9目. 労働費県補助金、1節. 労働費補助金でございます。佐賀県緊急雇用創出基金事業費補助金として1,431万円の増額をお願いいたしております。これは税務文書情報管理事業及び中小企業等処遇改善事業を予定いたしております。補助率は100%でございます。

9ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目. 財政調整基金繰入金に6,000万円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

10ページをお願いいたします。

19款. 諸収入、5項3目. 雑入でございます。まず、消防団員退職報償金でございます。今回、消防団退職者が確定をしましたので、新しく250万1,000円をお願いいたしております。退職報償金の対象となります団員は、部長、班長級が9名、団員が5名の合計14名でございます。

次に、3番目のコミュニティー助成事業補助金として240万円をお願いいたしております。これは宝くじの助成事業に係るもので、10区の会議用テーブルや椅子、テント、空調機器等の整備についての助成でございます。

そして、最後の損害賠償金でございますが、これは職員の出張中の自動車事故に対する賠償金でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出でございます。

11ページからとなりますけれども、今回お願いをしておりますもののうち、各款項目の2節. 給料、3節. 職員手当等、4節. 共済費につきましては、本町の4月の人事異動及び共

済費の率の変更によるものでございまして、以下、説明を省かせていただきます。

事項別明細書11ページをお願いいたします。

1 款．議会費につきましては、人件費のみの補正でございます。

12ページをお願いいたします。

2 款．総務費、1 項．総務管理費、5 目．財産管理費でございます。18節．備品購入費に庁用自動車として127万6,000円をお願いいたしております。これにつきましては、先ほど御説明をしましたように、4月21日に職員が出張からの帰庁中に追突される事故がございまして、それによりまして廃車処分になりましたので、庁用車が不足しております。それで、今回、庁用車の購入ということでお願いをいたしております。

13ページをお願いいたします。

6 目．企画費でございます。19節．負担金補助及び交付金にコミュニティー助成事業補助金として240万円をお願いいたしております。先ほど説明をいたしましたように、第10区への会議用テーブル、椅子、テント、空調機器等の整備への助成でございます。

14ページをお願いいたします。

2 項．徴税费、1 目．税務総務費でございます。13節の委託料に新しく税務文書情報管理事業委託料として931万4,000円をお願いいたしております。これは佐賀県緊急雇用創出基金事業として行うもので、税務の固定資産課税台帳の電子化、マイクロフィルム化を行い、文書情報管理の資格取得を行わせるものでございます。

17ページをお願いいたします。

3 款．民生費、1 項．社会福祉費、1 目．社会福祉総務費でございます。28節．繰出金に国民健康保険特別会計繰出金として189万6,000円の増額をお願いいたしております。これは4月の人事異動に伴うものでございます。

18ページをお願いいたします。

6 目．障害者福祉費でございます。19節．負担金補助及び交付金に手話奉仕員養成研修事業運営費負担金として12万6,000円を新しくお願いをいたしております。これは先ほど説明をいたしましたように、手話で日常会話を行うのに必要な手話の語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する事業を小郡市などと共同実施をしております、そのための基山町の負担分でございます。

20節．扶助費でございます。障害者自立支援医療費に624万7,000円の増額、療養介護医療

費に624万7,000円の減額をお願いいたしております。国の交付金の交付要綱の改正に伴うものでございます。

19ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費でございます。13節. 委託料の広域入所保育事務委託料に125万1,000円の増額をお願いいたしております。対象人員が1名ふえたための増額でございます。また、19節. 負担金補助及び交付金に保育所緊急整備事業補助金として1億8,576万7,000円をお願いいたしております。これはたんぼぼ保育園増改築事業に伴うもので、補助基準額の4分の3の助成額となっております。

22ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、2項. 林業費、2目. 林業振興費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に新しく農山漁村活性化プロジェクト支援交付金として390万3,000円をお願いいたしております。これは城戸生産森林組合が行う榊の加工小屋建設に対する補助でございます。補助率は2分の1でございます。

23ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、1目. 商工総務費でございます。13節の委託料に新しく中小企業等経営力改善事業委託料として499万7,000円をお願いいたしております。これは町内の中小企業等を対象に個別アドバイスや社員への関連研修を行い、生産性の向上や生産コストの削減など経営意欲の強化を図る事業でございます。

25ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費でございます。11節. 需用費に修繕料として336万円の追加をお願いいたしております。これは主に町道弓場下4号線側溝ぶた修繕の費用でございます。

次に、19節. 負担金補助及び交付金でございます。町道改築工事負担金として123万3,000円をお願いいたしております。これは第3区が行います玉虫・吉原1号線道路改築工事に対する補助でございます。事業費の70%の助成額となっております。

29ページをお願いいたします。

9款1項. 消防費、2目. 非常備消防費でございます。8款. 報償費に退職団員退職報償金として250万1,000円をお願いいたしております。内容につきましては、歳入で説明を申し上げますとおおり、報償金の支払い対象は部長、班長級9名、団員9名でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、1目、基山小学校管理費でございます。13節. 委託料に新しく学童送迎タクシー業務委託料として10万円をお願いいたしております。昨年まで循環バス運行业務委託料の中で計上をいたしておりましたが、本年度より実施体制を変更しておりますので、それに伴い、別枠での予算計上をお願いするものでございます。

33ページをお願いいたします。

4項. 社会教育費、2目. 公民館費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に区公民館建設等に対する補助金として122万5,000円をお願いいたしております。これは3区公民館及び15区公民館に対するものでございます。同じく身近なユニバーサルデザイン推進事業補助金として200万円の追加をお願いいたしております。これは歳入でも説明を申し上げましたとおり、トイレの洋式化に対する助成で、4つの公民館と1つの集会所に対するものでございます。

5目. 文化振興費でございます。11節. 需用費に修繕料として688万円をお願いいたしております。これは町民会館への高電圧ケーブルの交換修理の費用でございます。

35ページをお願いいたします。

14款1項1目. 予備費でございます。今回、43万3,000円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

以上で平成26年度一般会計補正予算（第1号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第22号議案についての補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

第22号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

専決処分の理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）により後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る賦課限度額並びに軽減世帯の判定方法の改正が行われ、平成26年3月31日公布、同年4月1日に施行されることとなりました。

このため、法令の施行にあわせて、低中所得者層の国保税負担の軽減を図るとともに、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る税財源を確保するために基山町国民健康保険条例を改正することが急務であったために専決処分を行ったものでございます。

26ページが改正文でございますけれども、内容につきましては、主なものを新旧対照表によって説明をさせていただきます。

議案資料の54ページをお願いいたします。

第8条でございますが、第3項では、後期高齢者支援金分について賦課限度額の14万円を16万円とするものでございます。

第4項では、介護納付金分の賦課限度額の12万円を14万円とするものでございます。

第31条第1項では、課税賦課限度額を基礎課税額は51万円を据え置き、後期高齢者支援金分は14万円を16万円に、介護納付金分については12万円を14万円とし、賦課限度額の総額を77万円から81万円とするものでございます。

同項第2号につきましては、国保税の5割減額を判定する場合に1人につき24万5,000円を加算して判定を行いますが、これまでは納税義務者を除いて算定したものを納税義務者もその対象としたものでございます。

また、第3号では、国保税の2割を減額する場合の控除額を1人につき35万円であったものを45万円控除するとしたものでございます。この2号、3号により、減額対象世帯の拡充を図ったものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第23号議案についての補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

第23号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度基山町一般会計補正予算（第6号））の概要につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、専決の理由といたしましては、歳入につきましては、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金等の交付決定が3月末になったことなど、また歳出では、元気臨時交付金の公共施設整備基金への積立金の確定による減額や育英資金寄附に伴う繰出金に補正が必要になったためでございます。地方自治法第179条第1項に規定されておりますように、議会を招集する時間的余裕がないということで、平成

26年3月31日付で専決処分をお願いいたしましたところでございます。

それでは、議案書の29ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに508万5,000円を減額し、総額をそれぞれ58億9,013万9,000円とするものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

概略としましては、歳入では、2款の地方譲与税、9款、地方交付税等に追加を行い、17款1項、基金繰入金のうち公共施設整備基金繰入金に1億3,200万円の減額をお願いし、財源調整を図っております。

次のページの歳出では、2款1項の総務管理費の減額、10款の教育費の増額をお願いし、予備費を71万1,000円減額し、財源調整を図っております。

それでは、内容につきましては、事項別明細書により説明を申し上げます。

平成25年度一般会計補正予算（第6号）の事項別明細書の3ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入でございます。2款、地方譲与税でございます。地方譲与税は道路の延長、面積の案分等により国から地方へ譲与されるものでございます。まず、1項1目の地方揮発油譲与税につきましては703万4,000円の追加をお願いしております。平成25年の譲与の総額は1,702万6,000円となっております。

なお、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税は6月、11月、3月に交付されることが法により決められております。

続きまして、5ページから9ページの利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金等につきましては、国が徴収をし、人口、道路の延長、面積等に基づき市町村へ交付するものでございます。それぞれ追加をお願いいたしております。

10ページをお願いいたします。

9款1項1目、地方交付税でございます。今回、普通交付税に198万6,000円、特別交付税に9,500万8,000円の追加をお願いいたしております。その結果、今回の補正によりまして、普通交付税の合計額が9億6,770万9,000円、特別交付税の合計額が1億2,900万8,000円となりました。地方交付税の総額は10億9,671万7,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

16款、寄附金でございます。1項1目1節、育英資金寄附金でございます。寄附の件数と

しましては3件でございます。

13ページをお願いいたします。

17款. 繰入金でございます。今回、公共施設整備基金の繰入金を1億3,200万円減額をお願いし、財源調整を図っております。

続きまして、歳出でございます。

15ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、11目. 公共施設整備基金費でございます。25節. 積立金に公共施設整備基金積立金として448万4,000円の減額をお願いいたしております。これは地域の元気臨時交付金の積立額が確定したことによる減額でございます。

18ページをお願いいたします。

14款1項1目. 予備費でございます。71万1,000円減額をすることで財源調整を図っております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、報告第2号についての説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、基山町一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございます。

議案書の32ページをお願いいたします。

平成25年度基山町一般会計予算の継続費に係る歳出予算の経費を平成26年度に繰り越しましたので、繰越計算書を別紙のとおり報告をいたします。

33ページをお願いいたします。

事業名は図書館等建設事業でございます。25年度、26年度で総額4,848万5,000円で継続費の設定をお願いしております事業のうち、25年度の予算額2,133万3,000円から執行済額1,623万4,134円の残額、498万8,866円を平成26年度に繰り越したものでございます。

財源につきましては、繰越金でございます。

以上で基山町一般会計継続費繰越計算書の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、報告第3号についての説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

平成25年度基山町一般会計予算の繰越明許に係る歳出予算を平成26年度に繰り越しをいたしましたので、繰越計算書を別紙のとおり報告をいたしております。

議案書の35ページをお願いいたします。

事業名としましては、安心こども基金事業及び開田・小林線道路改良事業、急傾斜地崩壊防止事業、緊急防災・減災事業で、総事業費と平成26年度に繰り越しました金額をそれぞれ財源とともに示しております。この中で最上段の安心こども基金事業、たんぼぼ保育園増築事業につきましては、平成25年度事業を平成26年度へ繰り越しの手続を行わせていただいておりますけれども、今回、26年度の新規事業として今回の補正予算の中で新たにお願いをいたしております。

以上で平成25年度一般会計繰越明許費繰越計算書の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、報告第4号についての説明を求めます。木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それでは、議案書の36ページをごらんください。

基山町土地開発公社の経営状況について、開発公社の事業報告及び決算報告をさせていただきます。

それでは、お手元に事業報告書及び決算諸表を差し上げているかと思しますので、これをごらんください。

それでは、私のほうから事業報告について御説明申し上げます。

報告内容につきましては、要点のみを申し上げますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成25年度基山町土地開発公社の事業報告について御説明をいたします。

まず、2ページをお願いいたします。

1、用地の買収、2、用地の売却及び3、その他でございますが、平成25年度は事業がなかったため、なしとなっております。

次に、3ページをお願いいたします。

これは理事会開催状況でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、4ページでございますが、庶務に関する事項でございます。これにつきましても後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、5ページでございます。

役員の名簿になっております。

次に、6ページでございます。

平成25年度基山町土地開発公社の決算について御説明申し上げます。

7ページの1. 収益的収入及び支出でございます。

まず、収入の部でございますが、決算の合計2,629円となっておりますが、これは事業外収益の預金利息でございます。

また、支出の部におきまして、決算額6万7,610円は販売及び一般管理費でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の部でございますが、今年度、事業がなかったため、収入金は発生しておりません。

また、支出の部といたしましては、決算額は36万963円で、不用額はゼロとなっております。これは基山町の土地開発基金より借り入れている8,021万4,000円の支払い利息でございます。

次に、9ページでございます。

これは平成25年度の損益計算書でございます。1の事業収益及び2の事業原価はゼロ円、3の販売費及び一般管理費6万7,610円、4の事業外収益は受取利息2,629円となっております。1の事業収益に4、事業外収益を加算した額から2の事業原価、3の販売費及び一般管理費、5の事業外費用を差し引きますと、今回の当期損失は6万4,981円となります。

次に、10ページは、平成26年3月31日現在の平成25年度の貸借対照表でございます。資産の部についてでございますが、流動資産として、普通預金、定期預金及び公有用地の計1億2,333万6,816円、また、固定資産として器具備品と減価償却累計額の計1円となっております。資産の合計は1億2,333万6,817円となっております。

次に、11ページでございます。

負債の部として、流動負債として平成25年度はゼロ円、固定負債として土地開発基金借入

金8,021万4,000円となっております、負債の合計は8,021万4,000円となっております。

次に、12ページでございます。

資本の部で、前期繰越準備金から当期の損失を差し引きました準備金は4,162万2,817円となっております。負債、資本合計は1億2,333万6,817円となっております。

次に、13ページでございます。

平成25年度のキャッシュ・フロー計算書でございます。事業活動、投資活動、財務活動によるキャッシュ・フローの結果として、現金及び現金同等物の増加を計算し、現金及び現金同等物の期首残高を加え、現金及び現金同等物の期末残高を表示しております。事業活動によるキャッシュ・フローは42万5,944円の減少となっております。固定資産の取得及び売却はありませんでしたので、投資活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。また、借り入れや返済に係る現金の出入りもありませんでしたので、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。平成25年度の現金及び現金同等物は42万5,944円の減少となっており、平成26年3月31日現在で現金及び現金同等物は14万4,055円となっております。

次に、14ページでございます。

これは平成26年3月31日現在における基山町土地開発公社財産目録でございます。まず、流動資産が14万4,055円と定期預金200万円、そして公有用地1億2,119万2,761円の計1億2,333万6,816円です。

次に、固定資産が器具備品などで計1円となっておりますので、資産合計が1億2,333万6,817円となっております。

次に、固定負債が長期借入金8,021万4,000円で、基本金が150万円でございます。資産合計1億2,333万6,817円から負債合計8,021万4,000円と資本合計150万円を差し引いた差引純資産は4,162万2,817円となっております。

次に、15ページでございます。

これは平成25年度基山町土地開発公社の決算監査報告書でございます。これは監査委員より監査の報告をいただいたものでございます。

次に、16ページから23ページまでにつきましては、ただいま御説明いたしました資料を添付いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、平成25年度における基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていた

だきます。どうもありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

本日の会議は以上をもちまして散会といたします。

～午前10時47分 散会～